

「公共施設の使用料設定にあたっての基本方針」の  
見直しについての提言

平成29年4月  
多摩市使用料等審議会

## はじめに

本審議会は、平成28年10月24日に、多摩市長から「『公共施設の使用料設定にあたっての基本方針』の見直しについて」を諮問されました。

現在の「公共施設の使用料設定にあたっての基本方針」は、平成17年3月に策定されたものであり、当時は、一定の使用料を負担してもらっている施設と使用料を無料としている施設が存在しており、また、様々な種類の減免規定が混在していたことなどから、施設の利用者にとって使用料のしくみがわかりにくく、同じ公共施設であっても、施設間の格差と不均衡があつたために、市として統一的な基準（指標）をつくるために、当時の使用料等審議会に諮問し、答申を受けて、策定されたものです。

この基本方針も、策定から10年以上が経過し、その後の社会情勢の変化、公共施設をとりまく環境変化、また、新たな行政課題に対応していく必要性などの観点から、ここで見直すこととなり、本審議会において、半年に渡り6回の審議を重ね、この度、提言としてとりまとめることができました。

この場を借りて、参画いただきました審議会委員の皆さん、パブリックコメントやアンケート調査に協力いただきました皆さま方に御礼申し上げます。

本審議会の所掌は、使用料等に関するのですが、公共施設の使用料について審議する中では、公共施設の利用のあり方など、公共施設に関わる様々な内容に及ぶことが多くありました。

必ずしも稼働率が高くない施設が存在する状況の中で、市民の財産である公共施設をもっと有効に利活用していただくためには、使用料の設定のあり方を見直すにとどまらず、施設をもっと利用しやすくなる工夫をすべきではないか、コミュニティセンターなどの地域の拠点となる施設については、今後も地域コミュニティの醸成、地域で活動する様々な団体をつなぐための役割を担つてもらうためにも、これを管理運営している各施設の運営協議会をサポートする体制が必要ではないか、さらには、市民団体などが行政と協働して事業を実施する際のルールや役割分担などについても再整理すべきではないか、などの意見も審議会の中では出されました。

このような意見は、この提言の中では、使用料そのものに関わる事項ではないため、付帯する意見として掲載していますが、この提言を受けた多摩市としては、提言をふまえて速やかに「公共施設の使用料設定にあたっての基本方針」を見直すとともに、付帯意見として掲げた事項についても、真摯に検討いただきますことを願っています。

最後に、多摩市においては「公共施設の見直し方針と行動プログラム」を策定し、公共施設全体の総量削減に取り組んでいるところですが、全国的にも公共施設をどのように適正化していくかが問題となっています。施設を整備する際には、利用者に負担してもらう使用料のことも考慮して行うべきであることを申し添えたいと思います。

平成28年度 多摩市使用料等審議会  
会長 伊藤正次

## 目次

1 現行の基本方針について	1
2 これまでの経過・現状、成果、課題について	2
(1) これまでの経過・現状	
(2) 成果	
(3) 課題	
3 見直しの方向性	3
4 具体的な見直し内容	4
(1) 受益者負担の原則について	
①「受益者負担」という言い方を「利用者負担」に変更する	
(2) 共通的な算定ルールの確立について	
② 算定ルールや使用料の現状をわかりやすく公表するしくみをつくる	
③ 原価に「減価償却費などの資本に関する経費」を算入することについて	
④ 性質別分類・性質別負担率を再整理する	
⑤ 基本方針によらない算定を認める場合の要件を決める	
⑥ 施設管理者が一定の範囲の中で柔軟に使用料設定ができるようにする	
⑦ 施設管理者が施設運営に支障がない範囲内で柔軟な利用承認ができるようにする	
(3) その他	
⑧ 使用料の単位は10円単位を基本とする	
⑨ 使用料改定を4年ごと基本方針見直しを8年ごとに改める	
5 使用料の見直しに付随する事項	9
(1) 施設をもっと利用しやすくなる工夫をすべき	
(2) コミセン運営をサポートする体制づくり	
(3) 「公共施設の見直し方針と行動プログラム」を推進	
(4) 公益的目的での利用についての優遇措置の導入について	
<b>資料編</b>	<b>12</b>
1 平成28年度多摩市使用料等審議会委員名簿	
2 多摩市使用料等審議会条例	
3 諒問文	
4 審議会会議経過	
5 「公共施設の使用料設定にあたっての基本方針」(平成17年3月策定)	
6 「公共施設の使用料設定にあたっての基本方針」の見直しに関するアンケート 集計結果	
7 「公共施設の使用料設定にあたっての基本方針」の見直しについての提言(素案)	
8 「公共施設の使用料設定にあたっての基本方針」の見直しについての提言(素案)に関するパブリックコメントで提出された意見及びこれに対する審議会の考え方	
9 「公共施設の使用料設定にあたっての基本方針」の見直しについての提言(素案)に関するコミュニティセンター運営協議会に対するアンケート集計結果	

## 1 現行の基本方針について

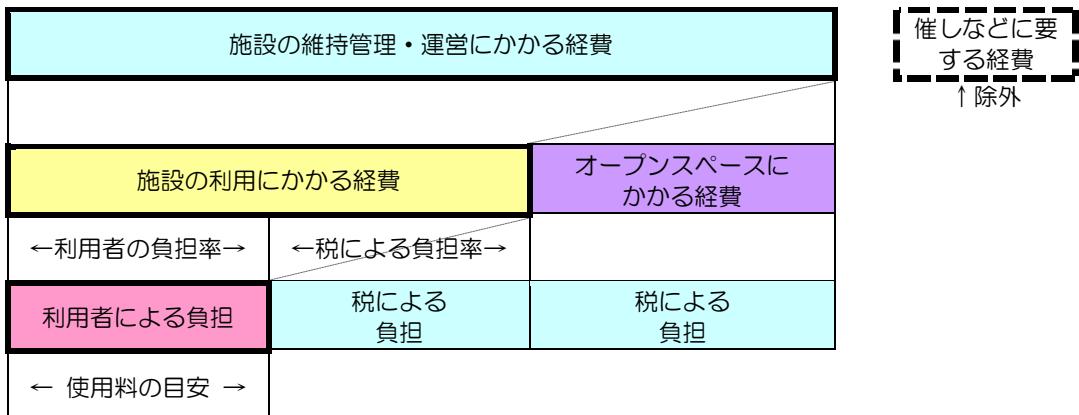
「公共施設の使用料設定にあたっての基本方針」（以下「基本方針」という。）は、平成17年3月の策定当時、一定の使用料を負担してもらっている施設と使用料を無料としている施設が存在しており、また、様々な種類の減免規定が混在していたことなどから、施設の利用者にとって使用料のしくみがわかりにくく、同じ公共施設であっても、施設間の格差と不均衡があったために、統一的な基準（指標）をつくることが第一の目的で策定されたものである。

この基本方針は、多くの公共施設が整備されている中で、将来にわたって安定したサービスを提供していくためには、施設の利用者、市民が適正に負担を分かち合いながら、施設を長く大切に守っていくという観点に立っており、「受益者負担の原則」「共通的な使用料算定ルールの確立」「無料・減免規定の見直し」が3本の柱となっている。

使用料の算定にあたっては、施設の維持管理・運営にかかるすべての経費（経常的な管理経費+資本に関する経費）を積み上げた「原価」に、施設ごとの「性質別負担率」を掛け合わせて「使用料の目安」を算定するものであり、理論的には、施設全体の維持管理・運営にかかる経費のうち、利用者が直接利用する部分（面積）にかかる経費については、施設の性質別の負担率に応じて、施設の利用者が負担するという構造になっている。（下図参照）

$$\text{使用料の目安} = \text{原価} \times \text{施設の性質別負担率}$$

【原価と負担のイメージ図】



## 2 これまでの経過・現状、成果、課題について

基本方針を策定し、これに基づいて10年以上運用してきた中で、これまでの経過・現状、成果、課題について、審議会で確認したことは以下のとおりである。

### (1) これまでの経過・現状

- 基本方針に基づき、これまで4回の使用料改定を実施した。

第1回改定	平成18年7月	無料・減免規定のみ見直し
第2回改定	平成21年4月	使用料が上がるものは据え置き、下がるもののみ改定
第3回改定	平成25年1月・4月	基本ルールで改定
第4回改定	平成28年4月	基本ルールで改定

※コミュニティセンター（以下「コミセン」という。）は、従前の「**使用料の額**」と「**使用料の目安**」との乖離が大きく、平成25・28・31年の3段階で「**使用料の額**」を「**使用料の目安**」の水準に引き上げる措置をとっている

- コミセンの使用料は、市が使用する場合、運営協議会が使用する場合、市長が特に認めるときは、免除とができるよう、条例上はなっているがあまり活用されていない。
- 文化施設、体育施設、宿泊施設などで「指定管理者制度」を導入し、「利用料金制」を採用している施設の中には、基本方針によらない使用料設定をしている施設があるが、現行の基本方針には、そのようなことができる規定が存在しない。
- 民間施設にも会議室やホールがあるが、それらと比較すると、現行の公共施設の使用料はかなり低い水準になっている。（1m<sup>2</sup>・1時間あたりの使用料には、10倍くらいの金額差がある）
- 市が策定している「公共施設の見直し方針と行動プログラム」の中では、将来のために公共施設全体の総量を縮減していく方向性が示されているが、コミセンは、地域のコミュニティ活動の拠点として、地域課題への取り組みの場として一層の活用を図るものとされている。

### (2) 成果

- 施設利用が原則有料化されたことにより、団体利用が原則の施設での、個人や少人数での非効率な利用、同一団体で複数予約したうえで直前での予約キャンセルというケースが減少し、団体間での利用機会の公平性が図られるようになった。
- 使用料改定により、使用料収入も一定程度増加した。（平成25年改定の際は、23年度との比較で7千万円程度の增收があった）
- 平成28年7月に実施した市民アンケートの結果からは、施設利用の対価として利用者が一定の負担をすること、減額や免除する場合には、誰から見ても必要と考える範囲に限定することについては、一定の理解が得られている一方で、施設が利用しにくい、もっと施設利用を促進させる工夫が必要などの意見もあった。（資料編 資料6参照）
- 多くの施設では、「**使用料の額**」は、すでに「**使用料の目安**」に達しており、今後、減価償却費や公債費・債務負担の利子分などの「資本に関する経費」が減少していくれば、「**原価**」が下がることになり、「**使用料の額**」も低下していくことになる。（施設の建て替えや大規模改修などの特殊要因があった場合を除く）

### (3) 課題

- 超高齢社会、少子化の進行、高齢者も働き続けているなどの社会情勢に大きな変化がある中で、地域にある公共施設をもっと利活用してもらうようにするためには、より柔軟に利用できるようする必要がある。
- 市が推進している「健幸まちづくり」をより進めていくためには、ソーシャルキャピタル（人ととのつながり）が必要であり、家に引きこもりがちな人の外出を促し、外を歩行してもらうためにも、地域にどのような施設があるかの周知を図ることが必要であり、ハード面の整備だけではなく、施設でどのようなソフト事業が実施されるかが重要となる。
- 実際には、施設ごとの「**使用料収入**」の額は、「**算定によって得られる利用者の負担額**」を大きく下回っていることから、使用料収入を上げるには、施設をもっと利用してもらうことで稼働率を上げていく必要がある。
- コミセンの稼働率は、平均すると40パーセント台にとどまっており、他の施設と比較しても低い水準にある。これまでの2回の使用料改定で使用料の額が上がったことが、施設の稼働率に大きな影響を与えていているとは言えないが、長期的にみると、施設の稼働率が下がってきている館が多いことからも、何らかの利用促進策が必要となっている。

### 3 見直しの方向性

基本方針の3本の柱である、「受益者負担の原則」「共通的な算定ルールの確立」「無料・減免規定の見直し」など、根幹となる部分については、市民にも一定の理解を得られていることからも、今回、大きく変更する必要性は高くないと考える。

しかし、この10年間の中で社会情勢の変化、公共施設をとりまく環境変化などがあり、また、健幸まちづくりなど新たな行政課題に市として対応していくなかで、市が保有する資産である公共施設をもっと市民に有効に利活用してもらい、地域の活性化、地域で行う市民の活動を促進していくことが重要となっている。

そのためにも、活動の場として利用する施設の使用料の額が、活動するにあたっての障壁となることがないよう配慮していくとともに、利用者にとってのわかりやすさ、使用料を負担する側の視点なども取り入れつつ、これまでの経過や現状を勘案しながら、より現実に即した内容に基本方針を見直していく。

## 4 具体的な見直し内容

### (1) 受益者負担の原則について

#### ① 「受益者負担」という言い方を「利用者負担」に変更する

「受益者負担」が意味する部分の考え方については変更しないが、施設の利用にあたっては、施設の維持管理にかかる経費のうち、直接利用にかかる部分の額を利用者の皆さんに負担してもらうというニュアンスをより高めるためにも、「利用者負担の原則」などの言い回しに変更する。

### (2) 共通的な算定ルールの確立について

#### ② 算定ルールや使用料の現状をわかりやすく公表するしくみをつくる

施設を維持するためにはどれだけの経費がかかっていて、使用料の額はどのように定められていて、利用者からの使用料（利用料金）がどの程度の額になっていて、それ以外は税金で負担していることが、施設利用者、市民に知られていない。

これを広く公表するしくみをつくることで、施設の利用者に使用料を負担してもらっていることへの理解を得ていく必要がある。

#### ③ 原価に「減価償却費などの資本に関する経費」を算入することについて

現行の使用料算定では、減価償却費などの資本に関する経費を原価に含めている。

地方自治体における公会計制度導入の流れや、平成29年度から多摩市では下水道事業に公営企業法を適用していくことなどからは、減価償却費などの資本にかかる経費を含めて、施設の維持管理経費をとらえていく視点がさらに必要となると考える。

また、多摩地域26市を見ると、資本に関する経費を含めている市は12市、含めていない市は9市、その他が5市ある。含めていない場合には、施設ごとの稼働率を考慮して使用料を算定している市があることから、コミセン、公民館を例に、資本に関する経費を除き、稼働率を考慮した場合の試算を行ってみた。

試算結果からは、原価の中で資本に関する経費の占める割合、稼働率の高低によって、現行と比較して「**使用料の額**」が上がる施設、下がる施設が生じることになり、使用料算定全体に与える影響が大きくなることがわかった。

以上をふまえ、審議会としては、現状どおり、使用料算定にかかる原価計算に「資本に関する経費」を今後も含めていくべきものと考える。

#### ④ 性質別分類・性質別負担率を再整理する

3つの基準により施設を性質別に分類し、新たな「性質別分類表」により各施設の性質別負担率を改めて整理する。

##### ア 性質別分類の基準

###### ○ 基礎的か基礎以上かによる基準 (必需性)

基礎的 (必需的)  基礎以上 (選択的)	高い  ↓↑ 低い	I	○市民生活において、最低限必要なサービスを提供するなど、公共性の高い施設
		II	○一定の公益性のもとに、特定の受益者の利便を図る施設
		III	○生活や余暇をより快適で潤いのあるものにするためのサービスを提供する施設 ⇒民間企業においても、同様のサービスを提供していることが多い

###### ○ 民間による類似施設の提供の有無による基準 (市場性・収益可能性)

民間による 提供なし (非市場的)  民間による 提供あり (市場的)	低い  ↓↑ 高い	ア	○収益性がないまたは極めて低く、民間企業においてはサービス提供がない(困難な)施設
		イ	○収益性が低く、施設の利用料だけでは管理運営費をまかなうことが難しい施設
		ウ	○相当の収益性があり、施設の使用料をもって、管理運営費をまかなうことが可能な施設

###### ○ 地域施設か全市的な施設かによる基準

地域施設 (地域活動を活性化させる施設)	○コミュニティエリア、小中学校区などのエリアを単位として設置している施設 ⇒当該エリアのコミュニティ形成の拠点であり、利用されることで地域課題の解決などにつながる ⇒地域活動を活性化させる施設
全市的施設 (市内全域的に利用される施設)	○市内に1箇所または駅周辺に設置されているなど、市内全域(市外)を対象としている施設

## イ 性質別分類表

性質別分類表は、横軸を「基礎的か基礎以上かによる基準」、縦軸を「民間による類似施設の提供の有無による基準」とし、2つの基準が交差する箇所をAからEまでの5つの分類とする。この分類により「利用者負担」と「税（市民）による負担」の割合が決まる。

さらに、今回の新たな分類の考え方として、「地域施設か全市的な施設かによる基準」において、「地域施設」に該当する場合は、上記の分類から「利用者負担」の割合が1段階低くなる分類とし、「全市的な施設」に該当する場合は、変更しないものとする。

民間による類似施設の提供の有無	民間による提供なし（非市場的）	ア	<b>C</b> 【利用者負担】 50% 【税（市民）による負担】 50%	<b>B</b> 【利用者負担】 25% 【税（市民）による負担】 75%	<b>A</b> 【利用者負担】 0% 【税（市民）による負担】 100%
		イ	<b>D</b> 【利用者負担】 75% 【税（市民）による負担】 25%	<b>C</b> 【利用者負担】 50% 【税（市民）による負担】 50%	<b>B</b> 【利用者負担】 25% 【税（市民）による負担】 75%
	民間による提供あり（市場的）	ウ	<b>E</b> 【利用者負担】 100% 【税（市民）による負担】 0%	<b>D</b> 【利用者負担】 75% 【税（市民）による負担】 25%	<b>C</b> 【利用者負担】 50% 【税（市民）による負担】 50%
基礎以上（選択的）		III		II	I
		基礎的か、基礎以上か		基礎的か 基礎以上か	
		基礎以上（選択的）		基礎的か 基礎以上か	
		基礎的か 基礎以上か		基礎的か 基礎以上か	

## ウ 各施設の性質別分類及び利用者負担率

各施設の分類及び利用者負担率は下表のとおりである。

今回の見直しにより、「地域施設」に該当する「コミュニティセンター」と「地区市民ホール」は、分類「C」から分類「B」とする。

分類	利用者負担率	施設名			
<b>A</b>	0%	児童館	老人福祉館		
<b>B</b>	25%	コミュニティセンター	地区市民ホール		
<b>C</b>	50%	公民館(会議室) 資源化センター 陸上競技場	消費生活センター 旧多摩聖蹟記念館 武道館	TAMA女性センター 古民家 八ヶ岳少年自然の家	総合福祉センター 公園内有料施設
<b>D</b>	75%	公民館(ホール・ギャラリー) パルテノン多摩	温水プール 学校開放施設	総合体育館 駐輪場	屋外体育施設
<b>E</b>	100%	駐車場			

## ⑤ 基本方針によらない算定を認める場合の要件を決める

基本方針による算定を原則するが、下記の理由により基本方針による算定が相応しくない場合は、例外的に別の方法による算定ができるものとする。

### ア 法令などにより使用料を徴収することができない場合

小中学校、図書館

### イ 法令などにより算定基準が定められている場合

市営住宅

### ウ 提供されるサービスの対価による場合

保育園、学童クラブ

### エ 近隣自治体等の施設や市場価格との均衡により算定する必要性が高い場合

- ・利用者の適正化を図る（金額差による市民の他市施設利用、他市民の市施設利用の是正）
- ・類似施設との競争力を保つ
- ・民間施設との整合性を図る
- ・原価の算出が困難 など

「④ウ各施設の性質別分類及び利用者負担率」の表の枠囲みの施設

## ⑥ 施設管理者が一定の範囲の中で柔軟に使用料設定できるようにする

使用料の設定に柔軟性を持たせ、より多くの市民に施設を利用もらうために、施設の状況に応じて設定することができる特例を設ける。

区 分	内 容
曜日・時間別 割増・割引	稼働率に応じて、曜日や時間帯により割増・割引をすることができる。 設定できる範囲は、算定された使用料の 7.5 ~ 12.5 % の範囲内とする。 ※ 早期割引との併用は不可とする。
早期割引	稼働率の低い曜日や時間帯に、早期の予約に対して割引をすることができる。 設定できる範囲は、算定された使用料の 7.5 % までとする。 ※ 曜日・時間別割増・割引との併用は不可とする。
直前割引	利用日の直前まで予約がない場合に、直前の予約に対して割引をすることができる。設定できる範囲は、算定された使用料の 5.0 % までとする。
市外割増	市外利用者について、公平な負担の観点から割増をすることができる。 設定できる範囲は、算定された使用料の 20.0 % までとする。

## ⑦ 施設管理者が施設運営に支障がない範囲内で柔軟な利用承認ができるようにする

直前になっても利用の予約が入っていない場合など、他の利用者に支障がない範囲内で、施設の有効活用が図れるよう、目的外での利用、個人での利用など、ある程度柔軟な利用を認めることができるようとする。

### **(3) その他**

#### **⑧ 使用料の単位は10円単位を基本とする**

基本方針では、使用料の単位は100円単位を基本としているが、消費税率の改定を使用料の金額に正確に反映できないことから、平成28年4月改定から10円単位としたことに基づき、これに合わせる。

#### **⑨ 使用料改定を4年ごと基本方針見直しを8年ごとに改める**

使用料は3年ごと、基本方針は6年ごとの見直しとなっているが、使用料の改定作業、利用者・利用団体への事前説明、条例改正、利用者・利用団体への周知期間などを考えると、スケジュール的にかなりタイトになっていることから、使用料は4年ごとの見直しに改めることで、使用料改定前後の稼働率の変化などの評価を反映できるようする。

併せて、基本方針の見直しも6年ごとから8年ごとに改める。

## 5 使用料の見直しに付随する事項

### （1）施設をもっと利用しやすくなる工夫をすべき

これまでの実績をみると、稼働率があまり高くない施設があることからは、市民に施設をもつと利活用してもらえるような取組みをしていかなければならない。全体的に、市内にどのような施設がある、利用できる対象、登録などの利用にあたっての必要事項などの周知がもっと必要であると考える。

施設を所管する部署、指定管理者などで話し合う機会をもち、利用者懇談会や利用者アンケートなどを通じて、施設の利用者の意見をくみ取りながら、利用の妨げになっている事項があれば、それを取り除いていく工夫が必要である。

特に稼働率が低くなっているコミセンについては、利用区分を細分化する、1時間（または2時間）単位を基本とする使用料設定にするなど、利用団体が利用しやすい環境を整備する必要がある。とりわけ夜間帯の稼働率が低いことから、開館時間についても、住民ニーズに合わせて、館ごとに見直すことで、スタッフの配置や諸経費など管理運営経費自体も抑制できる余地があり、そのことが使用料の額の低下にもつながる。

今回提案する、柔軟な使用料設定や利用承認などを活用し、利用者側の視点に立って、施設の利用促進を図っていただきたい。

### （2）コミセン運営をサポートする体制づくり

コミセンには、地域コミュニティ形成の拠点としての役割があり、各館が地域の住民によって組織された運営協議会によって管理運営されている。運営協議会の委員、役員は無報酬のボランティアであり、組織が高齢化してきている中で、今後の担い手不足が大きな課題となっている。

地域住民の高齢化、人口減少が進んでいく中で、地域コミュニティを活性化していくためには、コミセンなどの、一定のエリアごとにある施設（地域施設）が、様々な年齢層の住民にもっと利活用してもらえるようにする必要がある。

地域で活動する組織には、自治会、青少年問題協議会、PTA、老人会、民生委員、テーマや地域ごとに課題解決を目指すNPOなど様々なものがあり、これらを横断的に繋いでいく（コーディネート）ことができる組織、地域づくりを担える人材が求められている。

コミセンを通じて、地域で活動する組織と組織の間が繋がることができたり、地域に必要なソフト事業は何かを見出し、地域のニーズと行政や活動する組織とを繋ぐことができる拠点になり、また、そのような機能がもてるよう、各運営協議会をサポートする体制づくりを検討していかなければならない。

国においても、地域の課題解決を目指す「地域運営組織」の創設に向けた検討がされており、この組織の活動拠点には、コミセンが想定されている。

### (3) 「公共施設の見直し方針と行動プログラム」を推進

今後、人口減少が加速していく中では、持続可能な市政運営のために、公共施設の総量は縮減していくかなければならないことから、本市では、平成25年11月に「多摩市公共施設の見直し方針と行動プログラム」（以下「行動プログラム」という。）を策定し、取組みを進めている。

これまでの経緯をふまえて、昨年11月に行動プログラムの更新を行ったが、その中で改めて、公共施設の見直しを行っていく上での3つの目的を確認している。

- 1 安全に使い続ける
- 2 施設全体のダイエット
- 3 時代のニーズに合わせた施設への機能転換

公共施設の見直しによって、施設の安全性を確保し、また、施設によっては再編の方向性が示されているが、存続する施設を機能転換し、必要なサービスの質を確保していくとしている。

本審議会としても、今後も存続する施設は、地域の住民、利用者のニーズなどに合わせて必要な機能転換、サービスの提供を図ることで、市民に有効活用してもらい、利用の最大化を図っていくべきであると考える。

### (4) 公益的な目的での利用についての優遇措置の導入について

審議会の中では、地域への貢献が認められる事業（公益的な事業）を実施する場合には、団体に所属する会員の利益のみを目的とする事業で使用する場合と比較して、使用料を減免するなど、優遇措置を講じることができるようすべきとの意見があった。

これを具体化していくには、優遇措置を講ずべき事業（公益的な事業）の範囲、登録や認定の具体的な方法、減免する割合などを規定する「認定基準」などを策定する必要がある。

また、地域活動や市民活動は、団体の性格、活動内容などから、「公共的」「公益的」「共益的」「互助的」な活動としての側面をもっており、個々の活動がどれに分類されるかについては、整理したうえで行う必要があることから、市民が自主的に行っている活動について、優遇措置の対象となる活動であるか否かを、行政（施設管理者）が判断するということは、市民協働、自治の進め方に深く関わる問題であり、「自治基本条例」との関連からも、広く市民参画を得ながら議論しなければならないものであり、本審議会の所掌を超える問題となる。

公共施設の使用料にかかる現行の規定の中でも、市が行政目的で使用するとき、市長が特別に必要と認めるときには、使用料を免除することができるが、あまり活用されていない。

また、市と市民団体等との協働事業にも、補助金による支援、共催、事業協力、後援、実行委員会形式で実施する場合など、様々な形態がある。

これまで多摩市は、市民協働に先進的に取り組んできたが、社会情勢の変化などに伴い市民活動のあり方の変化、地域での活動の担い手不足などの課題もあることから、市民協働や公民連携を進めていくうえでの、これまでの考え方、ルールなどを大きく見直す時期に来ている。

このような見直しを通して、市民協働や公民連携を推進していく際の、公共施設などの会場の提供を含めた、市と市民団体の役割分担のあり方について、市として整理していくべきものと考える。